

高健健第 2209 号
令和 2 年 2 月 27 日

関係団体会長 様

高槻市保健所長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について（通知）

日ごろから、本市保健衛生行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

みだしのことについて、令和 2 年 2 月 25 日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部から基本方針が示されました。

基本方針の内容といたしましては、今後、患者数が大幅に増えた時に備えた医療提供体制として一般の医療機関でも患者を受け入れることや電話による診療等により処方箋を発行することなどが示されておりますが、これは、今後の対策として示されているものです。各対策の切り替えのタイミングにつきましては、地域ごとに行うため、本市において対策に変更が生じた場合は、関係団体等に通知等を発出する予定としておりますので、それまでの間は、現状の診療体制を継続していただきますようお願いいたします。

つきましては、当該基本方針並び上記の趣旨をご理解いただくとともに、貴会員に周知していただきますようお願いいたします。